

各介護支援専門員 殿

江戸川区福祉部介護保険課長 安田 健二

介護支援専門員研修演習ファシリテーター候補者の推薦について

日頃より、江戸川区の介護保険行政に御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、東京都では、介護保険制度に位置付けられている、介護支援専門員研修（以下「法定研修」という。）を実施しております。法定研修の演習ファシリテーターについては、平成28年4月14日付28福保高介第102号「介護支援専門員研修演習ファシリテーター候補者の推薦について（依頼）」により江戸川区から推薦した方に、養成研修等を行った上で活動いただいているところです。

令和2年度から国において「介護支援専門員研修等オンライン化等普及事業」が実施され、東京都においても法定研修のオンライン化に向けた検討を行っております。オンライン化に当たり、法定研修の演習に必要なファシリテーターの知識・技術及び人数が増加することが見込まれることから、法定研修の演習ファシリテーターの養成を図る予定です。

つきましては、江戸川区内の事業所・施設等の介護支援専門員の中から、東京都の法定研修の演習ファシリテーター候補者として下記により推薦いたしますので、別添「介護支援専門員研修 演習ファシリテーター候補者申込書」によりお申し込みください。

記

1 目的

介護保険制度に位置付けられている法定研修において、ケアマネジメントを適切に提供するために必要な業務に関するより実践的な知識及び技術を他の介護支援専門員に対し助言・指導できる人材を養成し、東京都法定研修の持続的な実施に役立てるため。

2 推薦対象者

江戸川区が演習ファシリテーターとしてふさわしいと判断した者のうち、別紙1の推薦要件を満たす者

3 現にファシリテーターとして活動している方の取扱い

平成28年度にファシリテーターとして推薦された方等で、令和元年度以降（平成31年4月以降）に法定研修のファシリテーターとして活動実績がある方については、改めてお申し込みいただく必要はありません。

但し、令和元年度以降に法定研修のファシリテーターとして活動実績がない方については、いったんファシリテーター候補者名簿から外しているため、再度お申し込みが必要です。

4 演習ファシリテーターとして担う役割

都で実施する介護支援専門員研修において、各研修実施団体からの依頼に基づく演習ファシリテーター（オンライン形式による演習を含む。）

5 御提供いただく情報

- (1) 氏名
- (2) 介護支援専門員資格登録番号
- (3) 主任介護支援専門員資格の有無
- (4) 勤務先
- (5) 勤務先電話番号
- (6) 携帯電話番号
- (7) 資料等送付先住所（自宅又は勤務先）
- (8) メールアドレス

御提出頂いた情報は、ファシリテーター依頼のためにのみ用い、他の目的に使用することはありません。

御推薦した方が必ずしもファシリテーターとして依頼されるとは限りません。

6 提出書類

介護支援専門員研修 演習ファシリテーター候補者申込書

7 提出方法

郵送または FAX にてご提出願ください。

8 提出期限

令和4年6月17日（金曜日）

9 その他

(1) 養成研修の実施について

今後、各研修の実施機関にて、講師及びファシリテーターを対象とした養成研修の実施を予定しております（実施時期未定。養成研修はオンライン形式で実施の場合あり。）

養成研修の詳細につきましては、別途研修実施機関から対象者宛に御連絡をいたします。

(2) 主任介護支援専門員更新研修の対象者の要件との関係について

介護支援専門員研修において、研修の講師又はファシリテーターを行った場合は、東京都主任介護支援専門員更新研修事業実施要綱（平成28年4月1日付27福保高介第1437号）の3の対象者の要件の（2）アに該当します。

【問い合わせ・申し込み先】

福祉部介護保険課事業者調整係

担当：小高・福本

TEL 5662 - 0032